

## 「議会の議員の解職請求代表者証明書の交付」の審査基準

### 1 申請を行うことのできる者

議会の議員の解職請求代表者は、徳島市の議会の議員及び長の選挙権を有する者でなければならない。「選挙権を有する者」とは、公職選挙法第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者をいう。

ただし、次の者は代表者となることができない。

- (1) 公職選挙法第27条第1項の規定により、選挙人名簿に選挙権の停止・失権、転出の表示のなされている者
- (2) 死亡、国籍喪失などによって、選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消された者
- (3) 徳島市選挙管理委員会の委員又は職員である者

請求代表者となる者は、1人でも数人でもかまわない。ただし、数人の場合には、そのすべての者について、資格要件を具備していなければならず、一人でも無資格者がいた場合には、請求を進めることができない。

### 2 申請することができない期間

議会の議員の解職請求は、当該議員の就職の日から1年間及び地方自治法第80条第3項の規定による当該議員の解職請求に基づく解職の賛否投票のあった日から1年間を行うことができない。

ただし、公職選挙法第100条第6項の規定により無投票で当選して議会の議員となった者に対しては、その就職の日から1年以内であっても解職請求をすることができる。

### 3 申請の方法

「徳島市議会議員××解職請求代表者証明書交付申請書」に「徳島市議会議員××解職請求書」を添えて申請しなければならない。(××には、解職請求の対象となる議員の氏名を記入すること。)同時に二人以上の議員の解職請求を行う場合は、議員一人についてそれぞれ別個の手続きをとる必要があるため、これを一つの解職請求により行うことはできない。交付申請は、午前8時30分から午後5時までの間にしなければならない。

解職請求代表者証明書交付申請書の様式は定められていないが、次の事項を記載するものとする。

- (1) 徳島市議会議員××解職請求代表者証明書の交付を申請する旨
- (2) 請求代表者となろうとする者の住所、氏名、生年月日及び性別
- (3) 申請日
- (4) 宛先(徳島市選挙管理委員会委員長あて)

解職請求書の様式は、地方自治法施行規則第9条第1項の別紙様式の例によるものと

する。

解職請求書には、請求の要旨（１，０００字（ ）以内）、請求代表者の住所、職業、生年月日及び性別を記載し、氏名を自署（盲人が公職選挙法施行令別表第１に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。）し、並びに押印することが必要である。

１，０００字の文字数について

ア 句読点は、文字数に含まない。

イ 要旨を項に分けて記載した場合の記号（１、２、３等）は、文字数に含む。

ウ 要旨に別紙又は別表のとおりとした場合の別紙又は別表内の文字数は、別紙又は別表がなければ請求の要旨が理解されえない場合には文字数に含むが、別紙又は別表が単にそれらを証明し、又はより詳しく説明するものにすぎないような場合には、文字数に含まない。

#### ４ その他

請求代表者及び請求の要旨が全く同一の請求が既になされているときは重ねて申請することができない。